

黒壁レンタル工房運営規程

【目的】

第1条 ガラス文化を担う人材の育成及び自立の支援を図ることにより、ガラス文化の普及と株式会社黒壁(以下「黒壁」という。)の発展に資するため、黒壁レンタル工房(以下「レンタル工房」という。)を設置します。

【事業】

第2条 レンタル工房は、次に掲げる事業を行います。

- (1) 高度なガラス工芸の技能を有する人材を育成するため施設をレンタルすること。
- (2) ガラス工芸の技能を有する者を支援するため施設をレンタルすること。
- (3) 市民のガラス工芸の理解と関心を深めるため施設をレンタルすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、レンタル工房の設置目的を達成するために必要な事業

【施設】

第3条 次に掲げる場所にレンタル工房の施設を置くものとします。

滋賀県長浜市元浜町 11 番 21 号 「黒壁」所有施設 内

【設備】

第4条 レンタル工房に、次に掲げる設備を置きます。

溶解炉 1 基 (100 ポンド)

グローリー二口 1 基(Φ260mm・Φ120mm、Φ260mm・Φ140mm 奥行き 700mm)

ベンチ 2 台

徐冷炉 (上段 高さ 210mm 幅 700mm 奥行き 600mm)

(下段 高さ 350mm 幅 570mm 奥行き 600mm)

底焼き用酸素バーナー (木の下ブルバーナー)

小型ガレージ (使用時要相談)

ヨーク 2 台

マーバー大 1 台 (高さ 750mm 幅 800mm 奥行き 500mm)

マーバー小 2 台 (高さ 700mm 幅 500mm 奥行き 200mm)

200v コンプレッサー 1 機 (エアガン 2 個)

吹き竿

ポンテ竿

ジャック

ピンサー
口切りばさみ
たね切りばさみ
パファー

【開館日】

第5条 レンタル工房の開館日は、別に定めます。

【開館時間】

第6条 レンタル工房の開館時間は、午前10時から午後5時までとします。

【レンタル工房の使用対象者】

第7条 レンタル工房の施設を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、ガラス工芸制作経験が概ね5年以上で、内1年の就労の経験があり、ガラス工芸の技能及び専門知識を十分有すると認められる者とします。

【レンタル工房の使用】

第8条 使用者は、使用希望日10日前までに、黒壁の承認を受けなければなりません。

2. 前項の承認には、レンタル工房の管理上必要な場合、条件を付すこととします。
3. 使用者は、使用に当たっては施設の秩序維持に加え、管理や盗難、事故防止について責任を持たなければなりません。

【使用の不承認】

第9条 黒壁は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、レンタル工房の承認をしないことや使用承認を取り消すことがあります。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第7条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 使用料を前納しないとき。
- (5) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (6) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

- (7) 前2号に掲げるもののほか、レンタル工房の管理上、特に支障があるとき。
- (8) 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても黒壁はその賠償の責めを負いません。

【使用料】

第10条 レンタル工房の使用料は、次のとおりとします。

- 1. ブロー関係工房 ベンチ1台につき1時間当たり 2,500円
材料 A スキ 1kgにつき 500円
- 2. 使用料は、前納とします。
- 3. 既納の使用料は、還付しません。

【使用权の譲渡等の禁止】

第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

【原状回復】

第12条 使用者は、使用を終了したとき(使用の承認を取り消された場合を含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければなりません。

【損害賠償】

第13条 レンタル工房の施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。

- 2. 使用者が原因で生じた火災等の損害や使用者の事故等については、使用者がその責任を負うこととし、黒壁はその責を負いません。

【委任】

第14条 この規程に定めるもののほか、レンタル工房の管理に関し必要な事項は、別に定めま

す。

附則

【施行規則】

- 1. この規程は、令和2年3月1日から施行します。